

育児の 不安や悩みは ココで解消！

ひとりで抱え込まないで、電話や面談で
気軽に相談してみましょう。



子育て相談

相談名・内容	日時	相談先
育児相談・妊婦相談 身体計測や子育て・妊娠の相談ができます。お子さんやお母さんたちが交流する場にもなっています。	日程・場所については、 広報または保健推進課HPへ 育児・妊婦相談HP 二次元コード▶ 	四国中央市保健センター ☎0896-28-6054
からだところの健康相談 ご自身やご家族の身体と心の健康について、気になることをご相談ください。	(毎月1回, 予約制)9:00~11:00 場所: 保健センター1階 日程については、広報または 保健推進課HPへ からだところの 健康相談HP 二次元コード▶ 	四国中央市保健センター ☎0896-28-6054
子どもの発達についての相談	平日 8:30~17:15	発達支援課(子ども若者発達 支援センター) ☎0896-28-6266

相談名・内容	日時	相談先
家庭児童相談 家族関係の悩み、虐待、ヤングケアラー、学校生活に不安がある場合など幅広く相談にのっています。	平日 8:30～17:15	こども家庭課(こども家庭センター) ☎0896-28-6027
ひとり親家庭等相談 ひとり親家庭等の生活に関する様々な悩み相談、問題解決のお手伝いをしています。	平日 8:30～17:15	こども家庭課(子育て支援係) ☎0896-28-6027
虐待かも？と思ったら189(いちはやく)番へ 虐待を発見し防止することは、子どもばかりでなく親を救うことにもなります。	毎日24時間	東予子ども・女性支援センター 携帯電話からはオペレーターがつなげます。 相談や通告は匿名可能。連絡いただいた方の秘密は守られます。 ☎189(いちはやく)



オレンジリボンを知っていますか？

子どもへの虐待は、一人ひとりが「子育てにやさしいまち」づくりに参加することで防ぐことができます。このオレンジリボンは、子どもの虐待を防止するというメッセージと、子育てを温かく見守り、子育てをお手伝いする意思のあることを示すマークです。出産や子育てに悩んだとき、また「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、身近な相談窓口に連絡しましょう。



児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189
東予子ども・女性支援センター ☎0897-43-3000
こども家庭課 ☎0896-28-6027

※子育て支援センター、保健センター、保健所、民生児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等でも相談できます。

四国中央市子ども若者発達支援センター「Palette (パレット)」

発達に関する相談や施設通所により幼児期から就労期までの一貫した支援を行うことを目的とした施設です。



相 談

障がいの有無にかかわらず、
何らかの困りごとがある
0～39歳の方の相談に応じます。

- ・発達に関すること
- ・集団生活上の困難
- ・不登校やひきこもり など



▶ 0896-28-6266

通所支援

障がいや発達特性のある
お子さんに、生活習慣の
自立や適応力を育てるための福祉
サービスです。



児童発達支援センター

東部子どもホーム
(令和8年3月末まで)

▶ 0896-28-6026

知っておきたい支援制度

こども医療費助成制度

子ども(0歳～18歳に達する日以後の最初の3月末日まで)が病院などの保険医療機関で診察を受けた場合、医療費のうち、保険適用分の自己負担額が助成されます。国保医療課・市民窓口センター・各窓口センターで「こども医療費受給資格証」発行の手続きを行い、診療を受ける際には保険情報が確認できるもの(マイナ保険証・資格確認書)に添えて必ず窓口に提示してください。

対象となる方

四国中央市に住所があり、0歳～18歳に達する日以後の最初の3月末日までの子ども
なお、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- 生活保護法による医療扶助を受けている方
- 国民健康保険や社会保険等、医療保険に加入されていない方

【お問い合わせ】 国保医療課 ☎0896-28-6017

就学援助制度

経済的な理由によって、就学が困難な児童及び生徒について、学用品費等の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とした制度です。学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費などが援助されます。学校を通して申請してください。

【お問い合わせ】 学校教育課 ☎0896-28-6045

子育て短期支援事業

保護者の方が入院や通院、出張や残業、冠婚葬祭などの理由により、一時的に子どもを家庭で養育することが困難となった場合、児童福祉施設等でお子さんをお預かりします。利用をご希望の方は、事前にご相談ください。利用料はお子さんの年齢や所得の状況に応じて異なります。



対象者	市内在住で18歳未満の子どもがいる世帯
利用期間	ショートステイ……宿泊を伴うお預かり。連続7日以内 トワイライトステイ……平日 17:00～22:00 / 休日 8:30～17:00

【お問い合わせ】 四国中央市こども家庭センター（こども家庭課内） ☎0896-28-6027

子育て世帯訪問支援事業

家事や育児をサポートする訪問支援員を派遣します。利用をご希望の方は、事前にご相談ください。



対象者	市内在住で18歳未満の子どもがいる世帯や妊産婦等で下記のいずれかに該当する場合 ・病気などで家事や育児が困難 ・親族などから援助が受けられない
利用料	250円/1時間（1日2時間まで） ※世帯区分によって異なります

【お問い合わせ】 四国中央市こども家庭センター（こども家庭課内） ☎0896-28-6027